

坂出市幸せはこぶコウノトリ応援事業（生殖補助医療【保険診療】）に係る受診等証明書

年 月 日

医療機関 所在地
 名称
 主治医氏名
 TEL

次の者については、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと思われるため、生殖補助医療（およびその一環としての男性不妊治療）を実施し、これに係る医療費を次のとおり徴収したことを証明します。医療機関記入欄（主治医が記入してください。）

ふりがな 受診者氏名	夫			妻		
		年 月 日生（ 歳）			年 月 日生（ 歳）	
今回の治療への 保険適用	保険適用 通算（ ）回目 ←1子ごとの（リセット後の）回数を記入 ・保険適用による通算1回目の治療開始時（*）の妻の年齢（ 歳） （*）保険適用を受ける初めての胚移植術にかかる治療計画を作成した日を指します。					
今回の 治療方法	A B C D E F （該当する記号(裏面参照)に○を付けてください。）			A または B の場合 1 体外受精 2 顕微授精 （該当する番号に○を付けてください。）		
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 （ ）				（精子回収の有無） 1 有 2 無	
今回の治療 期間※1	（開始） 年 月 日 ～ （終了） 年 月 日					
【保険診療 で実施した 治療】 診療月ごとの 保険診療 分に係る医 療費等	生殖 補助 医療 （妻）	診療年月	自己負担額※2 （窓口負担額）	高額療養費に係る該当月の自己負担限度額 未確認の場合 （限度額適用認定証の提示等により確認が取れては✓を付けて いる場合、区分または限度額を記入して下さい） 下さい↓		
		年 月分	円	適用区分（ ）または限度額（ 円） <input type="checkbox"/> 未確認		
		年 月分	円	適用区分（ ）または限度額（ 円） <input type="checkbox"/> 未確認		
		年 月分	円	適用区分（ ）または限度額（ 円） <input type="checkbox"/> 未確認		
		年 月分	円	適用区分（ ）または限度額（ 円） <input type="checkbox"/> 未確認		
		年 月分	円	適用区分（ ）または限度額（ 円） <input type="checkbox"/> 未確認		
	（妻）自己負担合計 A		円	<input type="checkbox"/> 院外処方有		
（男性不妊治 療を実施した 場合）※3	（夫）	年 月分	円	適用区分（ ）または限度額（ 円） <input type="checkbox"/> 未確認		
		年 月分	円	適用区分（ ）または限度額（ 円） <input type="checkbox"/> 未確認		
	（夫）自己負担合計 B		円	<input type="checkbox"/> 院外処方有		
【先進医療】	（保険診療と併用した先進医療の有無） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			先進医療にかかった治療金額（自費診療分） C 円 ※2		
	<input type="checkbox"/> 当該医療機関は、実施した先進医療技術に係る実施医療機関として届出を行っているまたは承認されている医療機関です。					

※1 治療期間については、採卵準備または凍結杯移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2 不妊の原因を調べるための検査に係る費用、入院費、食事代、個室料、文書料は助成の対象外となります。

※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、それぞれの医療機関で証明書を作成してください。

合計 A+B+C	円
-------------	---

(注1)助成対象となる治療は、次のいずれかに該当するものです。

A：新鮮胚移植を実施

B：排卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施

(排卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)

C：以前に凍結した胚による胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E：受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精などによる中止

F：採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、または状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2)採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象になりません。